

令和8年4月28日
茨城県選挙管理委員会
書記長補佐 正木
選挙係長 谷津
電話 029-301-2462

神栖市長選挙審査申立てに係る裁決について

令和7年11月9日執行の神栖市長選挙（以下「本件選挙」）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「審査申立て」という。）について、本日の茨城県選挙管理委員会（以下「当委員会」）において次のとおり裁決したのでお知らせいたします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 神栖市選挙管理委員会が令和7年12月5日付けで行った棄却の決定を取り消す。2 本件選挙における当選人木内敏之の当選を無効とする。 |
|---|

1 審査申立ての経緯

申立人遠藤貴之氏（以下「遠藤氏」という。）及び飯田耕造氏（以下「飯田氏」という。）は、本件選挙における当選の効力に関し、神栖市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に異議の申出を行い、市委委員会はそれを棄却した。

その決定を不服として、遠藤氏・石田進氏（以下「石田氏」という。1件目）及び飯田氏（2件目）は、当委員会に対し、「市委委員会の決定の取り消しと、当選人木内敏之氏（以下「木内氏」）の当選を無効とする。」との裁決を求め、審査の申立てを行った。

＜審査申立て（2件）の主な理由＞

- ① 選挙長が各陣営に通知もなく自らくじを引いて、当選者を決定してしまったことは、不適切で納得のいくものではない。（飯田氏）
- ② 木内氏の有効投票の中に、「まんじゅうや」及び「だんごや（※）」とだけ記載された票があったが、これらが木内氏の通称として広く認められたものではなく、無効投票として扱うべきものである。（飯田氏、遠藤氏・石田氏）
- ③ 当委員会に、票の再々点検を求める。（飯田氏、遠藤氏・石田氏）

※審査申立てに対する市委委員会の弁明書において、「「まんじゅうや」と「おだんごさん」という票については把握をしている」との記載があったことから、申立人の主張は、弁明書に対する反論書から、「まんじゅうや」と「おだんごさん」という票は無効投票として扱うべきとの内容に変更

2 裁決の概要

審査申立ての審理に当たり、利害関係者である木内氏を審理に参加させ、市委委員会から弁明書、申立人から反論書、木内氏から意見書等の主張に関する書面の提出を受けるとともに、口頭意見陳述、全票の開披再点検を実施するなど、慎重に審理手続を進めた。

（1）公職選挙法（以下「法」という。）第95条第2項に基づく当選人決定のためのくじの執行について

以下の状況により、本件選挙のくじの執行に、違法性は認められない。

- ・ 法では、「当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める」と規定されているが、誰がくじを引くかまでは明記されておらず、

選挙長がくじを引いたことをもって違法とは言えない。

- ・ 当委員会からの求めにより、市委員会から提出を受けた、今回使用された「くじ棒」は、構造上、記載された番号を確認してくじを引くことが困難な形状となっている。
- ・ また、選挙長がくじをのぞき込むような不審な動きも目撃されておらず、何らかの不正行為が行われたことを示す証拠も提出されていない。

(2) 開披再点検の結果について

申立人から「まんじゅうや」や「おだんごさん」という票が存在したとの主張がなされ、市委員会が当該票の存在を把握していること、本件選挙の両候補者の得票数は、同数であり、1票でも各候補者の得票数に増減が生ずれば当落に影響が及ぶこと等を踏まえ、当委員会において全票を対象とした開披再点検を実施することとした。

開披再点検においては、申立人の関係者4名、木内氏の関係者4名が立会人として出席し、立会人から要望のあったものを含む231票を抽出した。

候補者名等	市委員会の決定	開披再点検で抽出した票
木内氏の有効投票	16,724	114
石田氏の有効投票	16,724	114
無効投票	219	3
	33,667	231

抽出した票については、当委員会において、過去の判例等に基づき慎重に有効・無効を審理した。

<過去の判例等に基づく抽出票に対する主な判断基準>

- ・ 法第68条の規定（無効事由：候補者の何人を記載したか確認し難いもの等）に反しない限りにおいて、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。（法第67条）
- ・ 誤字、脱字があり又は明確を欠く点があっても、その記された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、代表制民主主義政治の根本理念に合致するもの（昭和25年7月6日最高裁判所判決）
- ・ 候補者の氏名のほか、他事を記載した投票は無効。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りではない。（法第68条）
- ・ 他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指す。（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）

この結果、以下のとおり市の選挙会において、木内氏の有効とされた投票の中に、無効投票と認められる票が2票、石田氏の有効とされた投票の中に、無効投票と認められる票が1票あった。

①木内氏の有効とされた投票の中で、無効投票と認められる票 2 票

「だんごさん」「まんじゅうや」と記載された投票（各 1 票）（裁決書別記 1-1、1-2）

市委員会の主張	- 木内氏の家（兄が代表取締役）は明治 34 年創業の木内製菓を経営し、その商品は市内スーパー等をはじめ広く取り扱われており、木内氏を「まんじゅうや」と呼称する者がいることを把握しており、一定の範囲の市民や市職員の一部からも、日常的に呼称されている。 「まんじゅうや」及び「おだんごさん」という票の記載は、木内氏を指し示すものと考えられ、反対に本件選挙に立候補した石田候補を指し示す要素は全くない。
遠藤氏・石田氏の主張	木内製菓を「まんじゅうや」と呼ぶことはあっても木内氏を「まんじゅうや」と呼ぶことは一般的ではなく、「まんじゅうや」が木内候補の通称とは認められない
飯田氏の主張	市内には、「まんじゅう」や「だんご」を製造販売する店舗が多数あり、「まんじゅうや」が屋号として使われているわけでもなく、選挙公報においても木内氏が木内製菓の役員等を務めているなどの記述はなく、通称とは認められない。
木内氏の主張	東日本大震災時の食料支援等を通じて、木内氏＝まんじゅうや、だんごやは神栖市内に広く浸透しており、選挙人の意思を尊重し、「まんじゅうや」「おだんごさん」の票を、木内氏を指すものとして、有効投票とすることは、合理的である。
当委員会の判断	- 投票用紙には、候補者の氏名を自書しなければならない（法第 46 条第 1 項）、のであり、「まんじゅうや」等の記載内容が石田候補に関する要素が全くなく、木内氏に関する要素しかなかったとしても、そのことのみで木内氏の有効投票と認められるのではなく、その記載内容が木内氏の呼称として神栖市内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にある場合に限り、通称と認められ、氏名に代わるものとなり有効となる。 「だんご」「まんじゅう」が木内製菓の取扱商品として神栖市内で認知されていたことは認められるが、「だんごさん」や「まんじゅうや」が、木内氏の通称として広く使用されていると認めるに足りる証拠はなく、無効と判断せざるを得ない。

②石田氏の有効とされた投票の中で、無効投票と認められる票（1 票）

欄外の注意書きの頭柱数字「一」を○で囲んだ投票（裁決書別記 7-27）

当委員会の判断	法第 68 条第 1 項第 6 号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（以下「他事記載」という。）」を無効とすると規定しており、他事記載とは、「符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものと解されている。（昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決）。」 当該投票用紙の記載内容は、右欄外に印刷された注意の頭柱数字「一」を「○」で囲んだものである。 この点、他事記載のなされた場所は、投票用紙の候補者の氏名欄の内外を問わないものと解すべきところであり、また、「○」の記載は、法第 68 条第 1 項第 6 号但書きのいずれにも該当せず、ことさら目立ちやすい印刷された頭柱数字を「○」で囲むことは有意の他事記載といわざるを得ないため、無効投票と判断されている（昭和 50 年 4 月 27 日香川県坂出市議会議員選挙における昭和 51 年 6 月 28 日高松高等裁判所判決）。 そして、同判決はこの判断に基づいて頭柱数字「二」を「○」で囲んだものを無効投票と判断しているのであるから、頭柱数字「一」を「○」で囲んだ本件投票もまた無効投票であると判断される。
---------	---

①、②による有効投票数等の増減

候補者名等	市委員会の決定	当委員会の裁決
木内氏の有効投票	16,724	16,722 (△2)
石田氏の有効投票	16,724	16,723 (△1)
無 効 投 票	219	222 (+3)

以上の結果、石田氏の得票数は、木内氏の得票数を上回ることとなるので、市委員会の棄却決定の取り消し及び木内氏の当選を無効とする裁決をしたものである。

3 今後の手続等

- ・ この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として裁決書の要旨の告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる（法第 207 条第 1 項）。
- ・ 普通地方公共団体の長は、裁決又は判決が確定するまでの間は、その職を失わない（地方自治法第 144 条）
- ・ 当選争訟の結果、当選の効力に異動が生じた場合は、神栖市において、直ちに当選人の更正決定のための選挙会が開催され、新たな当選人を決定する。（法第 96 条）

4 「投票の記載方法」に関する周知について

- ・ 有権者の投票意思が、選挙結果に反映されるためには、有権者に「投票用紙の正しい書き方」をご理解いただくことが重要である。
- ・ これまで投票所内の注意書きや、高校生や大学生等を対象に選挙の意義を伝える選挙出前講座等において「投票用紙の書き方」について周知を図ってきたが、今後は、具体例を挙げて、「投票用紙に氏名以外を記載すると無効となる可能性がある」ことなど、より詳しく周知を図っていく。（参考 「県選管ホームページ掲載「投票用紙を正しく書こう！」」

<参考 1> 神栖市長選挙の投票状況

- (1) 当日有権者数 76,130 人
 (2) 投票総数 33,667 人 (投票率 44.22%)

<参考 2> これまでの経過

日 程	内 容	備 考
令和 7 年 12 月 22 日	審査の申立て受付	当委員会へ郵送（1 件目）
12 月 23 日	審査の申立て受付	当委員会へ持参（2 件目）
12 月 26 日	当委員会で受理決定	12 月 22 日付けで受理（1 件目） 12 月 23 日付けで受理（2 件目）
令和 8 年 1 月 16 日、2 月 12 日 3 月 4 日	当委員会開催	市委員会からの弁明書、申立人の反論書等の書面による主張を整理し、更に確認すべき事項等について協議
3 月 7 日	口頭意見陳述実施	木内氏、石田氏、市委員会等審理関係人出席
3 月 17 日	当委員会開催	開披再点検の実施を決定
3 月 21 日	開披再点検	全票を点検し、慎重に有効・無効の判断をすべき票を抽出
3 月 27 日、4 月 15 日 4 月 21 日	当委員会開催	票の有効無効、その他争点に関する判断について協議
4 月 28 日	当委員会開催・裁決	

大切なあなたの一票のために！

投票用紙の書き方について



あなたの一票がきちんと反映されるために、投票用紙に正しく記載できているか、今一度確認してみましょう。

記載内容は選挙によって違う

選挙の種類によって書く内容は異なります。

投票所の記載台に貼ってある「氏名(名称)等掲示」や投票用紙の注意書きにしたがって正しく書きましょう。

地方選挙（市町村長選挙、市町村議会議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙）

□候補者ひとりの氏名

参議院議員通常選挙

□選挙区選出議員選挙：候補者ひとりの氏名

□比例代表選出議員選挙

：候補者ひとりの氏名またはひとつの政党等名称

衆議院議員総選挙

□小選挙区選出議員選挙：候補者ひとりの氏名

□比例代表選出議員選挙：ひとつの政党等名称

最高裁判所裁判官国民審査

□やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×
(やめさせたい裁判官がいなければ何も記載しない)

これはだめ？ 無効投票

公職選挙法第68条（無効投票）により、以下のような記載は無効になるおそれがあります。個々の票については開票管理者が判断します。

■ 所定の用紙を用いないもの

Ex. 持ち込んだメモ、名刺

■ 候補者の氏名以外を書いたもの(他事記載)

Ex. 応援メッセージ、氏名以外の記号など

候補者氏名	候補者氏名
茨城太郎がんばれ!!	♡ 茨城太郎

茨城太郎

■ 自書しないもの

Ex. ゴム印



■ 2人以上の候補者の氏名を書いたもの

Ex. 茨城太郎と水戸花子

■ 単に雑事を記載したもの

Ex. いたずら書き

候補者氏名	候補者氏名
😊	

候補者の氏名や政党等の漢字が難しい場合は、ひらがなやカタカナで書いても有効です。投票したい人の氏名を正しく書いて、貴重な一票をとどけましょう。